

## 労働基準関係法令違反に係る公表事案

三重労働局

最終更新日：令和5年8月22日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
マルアイユニティー（株） 亀山事業所	三重県亀山市	R4. 11. 4	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	4日以上の休業を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告書を提出しなかったもの。	R4. 11. 4送検
（株）カワセ土木	愛知県名古屋市 中川区	R4. 11. 9	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第157条	高さ約2.7メートルの宅盤の端で、車両系建設機械による作業を行わせる際、誘導者を配置しなかったもの。	R4. 11. 9送検
（有）浜口組	三重県尾鷲市	R5. 3. 2	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第534条 労働者派遣法第45条	建設工事において、土砂等が崩壊するおそれのある場所に、危険を防止する措置を講じなかったもの。	R5. 3. 2送検
（株）マルタカ農産	三重県度会郡玉 城町	R5. 3. 15	最低賃金法第4条	労働者1名に対し、12か月間の定期賃金約180万円を支払わなかったもの。	R5. 3. 15送検
キャニオンカンパニー	三重県北牟婁郡 紀北町	R5. 3. 17	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	被災地の場所を偽った、虚偽の労働者死傷病報告を提出したもの。	R5. 3. 17送検
（株）ジェイエスエス J SS白子スイミングスクール	三重県鈴鹿市	R5. 3. 22	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	労働者に、高さ約7メートルの位置にある窓の清掃作業を行わせる際、墜落防止措置を講じなかったもの。	R5. 3. 22送検
西口建工（株）	三重県鈴鹿市	R5. 3. 22	労働安全衛生法第30条 労働安全衛生規則第638条の4	関係請負人に対し、移動式クレーンによる作業方法及び労働者の配置の指導を行っていなかったもの。	R5. 3. 22送検
塩浜運送（株）	三重県四日市市	R5. 3. 22	労働安全衛生法第20条 クレーン則第66条の2	移動式クレーンによる作業の方法等を定めていなかったもの。	R5. 3. 22送検
丸一木材	三重県津市	R5. 8. 22	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第480条	労働者に伐倒木の枝払い作業を行わせるにあたり、くい止め等の転落防止措置を講じさせなかったもの。	R5. 8. 22送検